

新潟市議会改革推進会議要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新潟市議会基本条例（平成 23 年新潟市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項及び新潟市議会会議規則（昭和 43 年議会規則第 1 号）第 160 条の 2 第 1 項に基づき設置された議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第 2 条 推進会議の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例の趣旨に基づく議会運営等に関すること。
- (2) その他推進会議の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、議会運営委員長及び会派構成員 3 人以上の会派から選出された議員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 前項に規定する会派の委員の割当数は、会派構成員が、10 人未満の場合にあつては 1 人とし、10 人以上の場合にあつては 2 人とする。
- 3 委員は、議長が指名する。
- 4 推進会議に、必要に応じて部会を設置することができる。
- 5 前項の規定により設置する部会の組織及び運営等については、推進会議が定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期の途中で新たに会派が結成され、委員が選出されたときは、当該委員の任期は、第 1 項の規定にかかわらず、当該委員の選出の際現に委員である者の任期満了の日までとする。
- 4 委員の任期の途中で会派が解散した場合は、当該会派から選出した委員の任期は、第 1 項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、議会運営委員長をもって充て、副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、推進会議の議事を整理し、秩序を保持する。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第 6 条 推進会議は、委員長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、推進会議における検討結果を議長に報告する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(傍聴の取扱い)

第 7 条 推進会議は、これを公開する。

- 2 推進会議の傍聴については、新潟市議会委員会傍聴規則（平成元年新潟市議会規則第 2 号）の規定を準用する。

(記録)

第 8 条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。